

運営委員会運営規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人青森県サッカー協会（以下、「本協会」という。）基本規程第24条の規定に基づき設置する運営委員会に関し、必要な事項を定め、それによって運営委員会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

(構成)

第2条 運営委員会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事をもって構成し、会長が必要と認めたときは、他の理事を加えることができる。

2 事務局長は、運営委員会に出席して意見を述べることができる。

(任務)

第3条 運営委員会は、次に掲げる事項を協議し、諮問に対する答申等を行う。

- (1) 本協会の方針、目標、新規事業、予算方針、事業企画及び緊急案件に関する事項
- (2) 理事会へ提出する議案の作成に関する事項
- (3) 表彰等に関する事項
- (4) その他理事会の議決を要しない運営に関する事項

(開催)

第4条 運営委員会は、原則として、事業年度毎に年4回開催する。ただし、必要がある場合には随時これを開催することができる。

(招集)

第5条 運営委員会は、会長が招集し、議長となる。ただし、定例の運営委員会は招集手続きを要しない。

2 定例の運営委員会以外の場合には、開催日の少なくとも4日前までに通知しなければならない。ただし、緊急を要し、構成員全員の同意があるときは、この期間を短縮できる。

(関係者の出席)

第6条 運営委員会には、必要に応じ審議事項に関係ある者を出席させ、説明を求めるとともに、その意見又は報告を聴取することができる。

(改正)

第7条 この規則の改正は、理事会の決議を経て、これを行う。

附則

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。（令和4年3月19日理事会決議）

2 この規則の改正は、令和4年9月24日から施行する。（5条）